

令和7年度 山県市子ども食堂・子ども宅食 運営支援事業補助金 募集案内

生活に困窮する世帯やひとり親家庭の支援を必要とする子どもが健やかに育成される環境整備を促進するため、

子ども食堂・子ども宅食を実施する団体の開設又は運営に係る経費を補助します。

募集期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和8年1月30日（金）

問い合わせ・申し込み先

山県市役所 子育て支援課

〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1(ふれあいセンター1階)

TEL 0581-22-6839

FAX 0581-22-2117

1. 補助対象団体

法人、その他団体で次の要件をすべて満たす団体であること。（法人格の有無は問いません。）

☆定款、会則等を備えていること。

☆補助対象事業とその他の事業に係る経費を区別し、収支を明らかにできること。

☆宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

☆暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

☆法令等に違反をしていないこと。

2. 補助条件

補助対象となるのは、市内で子ども食堂及び子ども宅食の開設して食事の提供等を行い、次の要件を全て満たす事業です。

☆年間を通じて計画的に運営するとともに、子ども食堂及び子ども宅食を開始した月からその年度末までの月数以上の回数を実施すること。ただし、長期休業期間に限定して実施する場合は、年間の長期休業期間中に合計して8回（学習支援事業と連携する場合は4回）以上実施すること。

☆管轄する保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等所要の衛生管理を行うこと。

☆設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等安全確保に努めること。

☆利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認すること。

☆営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。

【子ども食堂】

☆1食当たりの利用料は、無料又は定額（実費相当額程度）とすること。

☆1開催日当たり2時間以上開催し、平均して5人以上の子どもが利用すること。

☆開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。

【子ども宅食】

☆事業者は、利用者の支援の必要性を確認した上で登録制とし、原則として週に1回以上実施すること。

☆弁当又は食料品等は、主食と副食を組み合わせ、4品以上の栄養に配慮したものであること。

☆配達物の料金は、無料又は低額（実費相当額程度）とすること。

☆事業実施日においては、常に対応可能な責任者が待機すること。

3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

補助金の交付決定日より前に実施した事業も上記の期間内に実施した事業であれば、本補助金の対象となります。

補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食材費 役務費、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費
--------	--

※ 次に掲げる経費は対象外となります。

- ・ 事業者の構成員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理並びに借上費等団体運営に係る経費
- ・ 事業者の構成員の親睦等のための会合及び会議開催に係る経費並びに飲食に係る経費
- ・ カメラ、ビデオ、パソコンその他子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係る経費

4. 補助金額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

①補助金の額

表1(補助額)の左欄に掲げる1開設日当たりの年度内の平均人数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とします

②補助額の限度額

表2(限度額)の左欄に掲げる開催回数(配達回数)から実施月数を除した数に応じ、右欄に掲げる額を限度額とする。

③新設又は拡充した年度の加算額

200,000円を加算する。

表1【補助額】

※年度内の平均人数⇒年度内実施回数×右欄の補助額＝補助額

年度内の平均人数	補助額
5人以上11人未満	年度内実施回数×3,000円
11人以上20人未満	年度内実施回数×6,000円
20人以上30人未満	年度内実施回数×10,000円

30人以上40人未満	年度内実施回数×15,000円
40人以上50人未満	年度内実施回数×20,000円
50人以上	年度内実施回数×25,000円

表2【限度額】

※年度内実施回数÷実施月数⇒実施月数×右欄の補助額＝限度額

開催回数（配達回数）÷実施月数が5以上の場合	実施月数×75,000円
開催回数（配達回数）÷実施月数が5未満の場合	実施月数×50,000円

【初年度加算額】

子ども食堂又は子ども宅食を新設又は事業内容を拡充した年度	200,000円
------------------------------	----------

5. 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、山県市子育て支援課へ提出してください。

- ◎補助金交付申請書（様式第1号）
- ◎事業計画書（様式第2号又は様式第3号）
- ◎収支予算書（様式第4号）
- ◎補助事業者誓約書（様式第5号）
- ◎実施団体の定款又は会則及び構成員名簿
- ◎保健所の営業許可の写し
- ◎加入する傷害保険（ボランティア保険）が確認できる書類
- ◎チラシ（補助事業チラシ）

※ 申請にあたっては、必ず事前相談を山県市子育て支援課にしてください。

6. 審査・交付決定

提出いただいた資料をもとに審査を行い、補助金額を決定します。

※審査の結果、減額または不交付になる場合もあります。

7. 事業の変更・中止

補助金交付決定後の事業変更や中止については、あらかじめ山県市の承認が必要とな

りますので、事業変更や中止をする前に、山縣市子育て支援課へ御相談ください。

8. 報告

補助対象事業を完了した日から30日を経過した日または3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ◎補助金実績報告書（様式第10号）
- ◎収支決算書（様式第11号）
- ◎事業実施報告書（様式第12号又は様式第13号）
- ◎加入した傷害保険（ボランティア保険）が確認できる書類
- ◎購入した備品の納品書又は領収書及び写真
- ◎写真など事業の実施する団体状況が分かる書類

9. 支払

補助金の支払は、原則として完了報告を終えた後となりますが、補助金交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内で事前に支払うことができます。

10. 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。なお、既に補助金の交付がされているときは、返還を求めることがあります。

- ◎補助金を他の用途に使用したとき。
- ◎補助金の交付決定の内容または交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- ◎法令、条例、規則等に違反したとき。
- ◎虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

11. 情報提供

補助対象事業に関する情報提供のため、資料の提供や会議への出席をお願いすることがありますので、その際は御協力お願いします。

12. 保健所等への相談

子ども食堂の開設に当たっては、岐阜保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受けるなど、衛生管理を行ってください。